

1

平成31年度 町村議会事務局長研修会

議会運営に関する事例研究

～初議会の運営&最近の問い合わせ事例から～

- 1 初議会の招集
- 2 初議会の議事運営
- 3 付帯決議・組み替え動議の取り扱い
- 4 委員会で不採択となった請願の本会議における採決
- 5 議案の撤回又は訂正

平成31年4月8日

熊本県町村議会議長会

1 初議会の招集

- (1) 一般選挙後初の臨時会（初議会）は、任期開始後、何日以内に開催すべきか。
- (2) 初議会において行う正副議長の選挙や委員の選任は、付議すべき事件として告示すべきか。
- (3) 町長及び議員の任期は、4月29日で満了となるが、一般選挙後、初の臨時会を5月7日招集する旨、4月26日に告示した。町長は、任期満了前に改選後の議会を招集したことになるが、その臨時会においてなされた議決は有効か。
- (4) 議員の任期満了日前の4月26日に初議会の招集告示がなされたが、議員への招集通知は議長名で良いか。

解 説

(1) 一般選挙後初の臨時会（初議会）は、任期開始後、何日以内に開催すべきか。

法律等に規定はないが、全国町村議会議長会が定める「町村議会の運営に関する基準」の3では、「議員の一般選挙があったときは、任期起算日からおおむね10日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である。」とされている。『議員必携(第11次改訂新版)』（以下「必携」という。）p.79、394)

(2) 初議会において行う正副議長の選挙や委員の選任は、付議すべき事件として告示すべきか。

臨時会に付議される事件は、あらかじめ告示された事件に限るのが原則である。(地方自治法(以下「法」という。)102④) しかも、その告示は、原則として3日前までにしなければならない。(法101⑦)

しかし、正副議長選挙や辞職の許可、会議規則・委員会条例の制定改正、常任委員、議会運営委員の選任等議会の組織や構成に関する事項は、議会運営の基本的事項であるから、あらかじめ告示がなくても議題とすることができる。(必携p.97、行政実例S32.8.20)

ただし、初議会においては、正副議長選挙等を行うことが事前に明らかであるので、告示することが適当である。

(3) 町長及び議員の任期は、4月29日で満了となるが、一般選挙後、初の臨時会を5月7日招集する旨、4月26日に告示した。町長は、任期満了前に改選後の議会を招集したことになるが、その臨時会においてなされた議決は有効か。

議決は有効である。新議員の身分取得後、議会が開かれるものである限り、任期起算日前に招集告示をしてもさしつかえない。(行政実例S30.5.4)

(4) 議員の任期満了日前の4月26日に初議会の招集告示がなされたが、議員への招集通知は議長名で良いか。

招集通知(告知)は、議会の招集告示がなされたことを議員に周知する便宜的な措置であり、議長名で行うものである。

事例の場合、議長の選挙等新しい議会構成を行う初議会であることから、事務局長名で通知がなされる。(必携 p.80)

2 初議会の議事運営

(1) 初議会の議事日程はどうか。

(2) 指名推薦による議長選挙

- ① 議長選挙の方法を指名推薦によった場合、指名者として決定した臨時議長が、自分を指名することは差し支えないか。
- ② 臨時議長が議長に当選した場合、当選の告知はどのようにするのか。
- ③ 当選承諾（就任の挨拶）は、どこで行ったらよいか。

(3) 投票による議長選挙

- ① どのようにして当選者が決定するか。
- ② 得票が同数の場合はどうするのか。
- ③ 同一の姓の議員が2人いるとき、姓のみの投票はどうか。
- ④ 氏名のほか議席番号を記載した投票は有効か。

(4) 欠席議員の議長当選

- ① 議長に当選した議員が初議会当日欠席の場合、どうするのか。
- ② その場合、副議長の選挙は誰が主宰するのか。

(5) 議長選挙において立候補等の意思表示を行うことができるか。

(6) 議長選挙の方法について、投票によるとの動議と指名推薦の動議が競合したときは、どちらを先決すべきか。

(7) 臨時議長も会議録に署名するのか。

解 説

(1) 初議会の議事日程はどうなるのか。

(必携 p. 89)

〔例〕 議事日程（標規 21）

その 1（一般選挙後の初議会における場合）

平成○年 $\frac{\text{第○回}}{\text{○月}}$ ○○町（村）議会 $\frac{\text{定例会}}{\text{臨時会}}$ 議事日程〔第 1 号〕
平成○年○月○日（○曜） 午 ○時開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

(注) 1 一般選挙後の初議会の議事日程は、臨時議長が作成することになるがこの場合、臨時議長の職務とされている議長選挙までにとどめる。
2 新議長が決定したら、次の追加議事日程を作成する。

平成○年 $\frac{\text{第○回}}{\text{○月}}$ ○○町（村）議会 $\frac{\text{定例会}}{\text{臨時会}}$ 追加議事日程〔第 1 号の追加 1〕
平成○年○月○日（○曜） 午 ○時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員の選任
- 第 6 議会運営委員の選任
- 第 7 一部事務組合議会議員○人の選挙
- 第 8 同意第○号 監査委員の選任同意

(注) 追加議事日程の日程番号は、「第 1」から記載する。

初議会では、当日議場に出席している議員のうちの最も年長の議員が、臨時議長として議長の職務を行う。(法 107)

初議会の臨時議長の役割は、議長選挙を終了するまでの間、臨時に議長の職務を行うもので、議長の選挙が終わると新しい議長と交代することになる。

開会から議長選挙までの間、議員が着席する議席、いわゆる仮議席の指定も臨時議長の職務であり、また、議長の選挙が難航した場合、必要に応じて会期の決定と延長もできるものとされている。(行政実例 S28. 4. 6)

議長選挙が終了し、議長は就任の挨拶を終えたら議長席に着き、まず議事日程の追加を行

う。そして、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長の選挙という順序で議事を進める。

(2) 指名推薦による議長選挙

- ① 議長選挙の方法を指名推薦によった場合、指名者として決定した臨時議長が、自分を指名することは差し支えないか。

議長選挙の方法は、投票、あるいは指名推薦による。

指名推薦で当選人を決めるためには、①指名推薦の方法によることに議員全員に異議がないこと、②指名の方法（誰が指名するか）に議員全員に異議がないこと、③指名者が指名した者を当選人とすることに議員全員に異議がないことの3つの要件を満たす必要がある。

(行政実例 S28. 6. 24)

指名推薦の方法により臨時議長が議長に当選することが予想される場合、①法的には差し支えないので、臨時議長自らが自分の名を会議に諮る、②事前の協議で年長の議員が議長に推薦されることに内定した場合は、本人を議場外で待機させ、次の年長の議員が臨時議長の職務を行うようにする、③指名者と被指名者を議員からの動議により決定し、臨時議長の名前を推薦してもらおう（詳細は別紙のとおり）、という3通りの方法がある。

※ ③の詳細

○臨時議長（A） 日程第○、「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議ないとき）

○臨時議長 「異議なし」と認めます。

（したがって）選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

○臨時議長 次に指名の方法についてご協議願います。

（B議員が動議を提出）

○B議員 『動議を提出します。指名の方法については、C君が指名されるよう提案します。』

（賛成）

○臨時議長 ただいまB君から、C君が指名されたいとの動議が提出され、動議は成立しました。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ないとき）

○臨時議長 「異議なし」と認めます。

よって、C君が指名することに決定しました。

○臨時議長 それではC君、ご指名願います。

○C議員 議長にA君を指名します。

○臨時議長 お諮りします。

只今C君が指名しました（私）Aを議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

② 臨時議長が議長に当選した場合、当選の告知はどのようにするのか。

臨時議長が議長に当選した場合の当選の告知について、「標準」町村議会会議規則（以下「会議規則」という。）33条2項では、「議長は、当選人にその旨を告知しなければならない。」と規定されているため、臨時議長以外の議員が新しく議長に当選した場合は、「只今、議長に当選された〇〇〇〇君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。」と口述するが、当選者が本人である場合には、臨時議長として、選挙結果の宣告の際「私が議長に当選しました」等の発言を行っているので、あえて告知の口述は必要ない。

③ 当選承諾（就任の挨拶）は、どこで行ったらよいか。

議長就任の挨拶をいずれの場所で行うかは、それぞれの議会の先例、慣例等によって判断してよい。

議長席で起立して発言すると、高い所から議員を見下す感じになって適当ではないとの考え方もあるが、議長席を離れて挨拶をすると、たとえわずかな時間でも議長席が空席になり、大事な議長の職務を執り得ない状態になるため、好ましくないという考え方もある。

(3) 投票による議長選挙

① どのようにして当選者が決定するか。

議会において行う選挙では、公職選挙法（以下「公選法」という。）46条1項及び4項（単記無記名）、47条（点字投票）、48条（代理投票）、68条1項（無効投票）、95条（法定得票数、得票数同数の場合のくじ）の規定が準用される。

議長が議場の閉鎖を命じ、出席議員数を報告した後、所定の投票用紙を職員が配ったら、各議員は単記無記名で議員の指名を書いて、議長の指示に従って、順次投票箱に投票する。

（公選法 46、会議規則 30）

投票が終われば、議長は、立会人の下で開票し、その結果を報告する。その報告は、投票総数、うち有効投票数、無効投票数、さらに有効投票を得票議員ごとに報告し、その最高得票者が有効投票数の4分の1以上（公選法 95）であるとき、当選が決定する。

臨時議長は、選挙の結果を議会に報告した後、当選人に議長当選の旨を口頭又は文書で告知しなければならない。（会議規則 33）

当選人は、その場で承諾・不承諾の意思表示をしなければならないが、通常、承諾の意思は、演壇、又は自席からの就任の挨拶で表明される。

当選人が当選の告知に対し承諾をしなかったときは、再選挙を行うことになる。

② 得票が同数の場合はどうするのか。

得票数が有効投票の4分の1以上で同数であるときは、くじで決定する。（公選法 95②）くじは2回引き、①くじを引く順番を決めるくじを引き、②これにより決定した順序によって当選人を決めるくじを引く。①のくじを引く順番は、議席順等が考えられる。

得票が同数の場合はくじで当選人を定めることが法定されているので、一方がくじを引くことを辞退し、くじによる決定が行われなければ、当選人を決定することができない。

議会の議員が半数ずつに分かれて対立しているとき、議長を選出した方は本会議の採決で少数になるので、議長を出すのを拒否することが考えられる。このため当選のくじを引いても当選を辞退する。当選を辞退しても他方を当選人とすることはできないので再選挙を行うことになるが、このような場合は再び同数になり、法的には当選人が当選を承諾するまで選挙を繰り返さざるを得ない。当選辞退は法的に認められているので、これを禁止することはできず、妥協を求めて話し合いを行うほかはない。

③ 同一の姓の議員が2人いるとき、姓のみの投票はどうなるか。

議会における選挙では、公選法68条の2の規定を準用しておらず（法118）、票の按分はできないので、「何人を記載したかを確認し難いもの」（公選法68①Ⅷ）に該当し、無効票となる。

④ 氏名のほか議席番号を記載した投票は有効か。

議長選挙の際に、氏名のほかに他事記載があった票の有効、無効の効力については、立会人の意見を聴いて議長が決定することになる。

議席番号を記載した票については、公選法68条1項6号の但し書きに「職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない」とあり、議席番号はこれらに「類」するものと解されること、議席番号の記載は氏名を補完するものであること等から、無効と解する必要はないとする考え方がある。（野村稔著『議会運営の実際』）

(4) 欠席議員の議長当選

① 議長に当選した議員が初議会当日欠席の場合、どうするのか。

選挙の結果、当選人が決定しても本人が就任を承諾しなければ当選は確定しない。本人の承諾は当然のことであるので、その前提として「当選人に当選の旨を告知」することとしている。(会議規則 33②)

議長選挙で欠席議員が当選人となった場合、電話等により速やかに承諾の有無を確認する必要がある。

※必携 p. 88…「当選人が議場にいない場合に告知は文書をもってする。」

『議事次第書・書式例』 p. 33 様式 16 「当選告知書」、「当選承諾書」

※『議会運営の実務』 p. 373…電話による告知、承諾は、一般的には可能であるが、承諾書の提出を求めることが望ましい。

欠席議員が議長選挙の前日、「仮に議長に選ばれたら就任する」旨を臨時議長に申し出ていた場合、当選承諾の意思表示とみなすことができるかであるが、当選の承諾の確認手続きは、①当選の事実が発生し、②これに基づき議長が当選した旨を告知し、③欠席議員が承諾の意思を表明することであるから、選挙前の就任の意思表示を承諾とみなすことはできない。

② その場合、副議長の選挙は誰が主宰するのか。

当選した議長が欠席であり、かつ電話等で当選承諾が得られた場合は、臨時議長が引き続き副議長の選挙を行う。議長の当選承諾が得られていない場合は、当選承諾を得てから、臨時議長が副議長の選挙を行うべきであり、その間、臨時議長の下で会期を定め休会とする。

(5) 議長選挙において立候補等の意思表示を行うことができるか。

議長選挙における公職選挙法の準用(法 118①)には、立候補に関する規定が含まれておらず、議長選挙に立候補制を採用することはできないが、全員協議会等において、議長就任

への抱負や所信のような意思表示を行うことは差し支えない。

意思表示をしなかった議員が、最多数で法定得票数以上の票を獲得した場合は、本人が承諾すれば、その議員が当選人となる。

(6) 議長選挙の方法について、投票によるとの動議と指名推薦の動議が競合したときは、どちらを先決すべきか。

動議が競合した場合、どちらを先決するかは議長が決めるが（規則 19）、先決の基準の一つに正規の手続きを重要視することがある。指名推薦によるべしとの動議は手続きの簡略化した方法を用いることを主張するものであり、選挙は投票によるのが原則であるから、議長は投票によるべしとの動議から先決する必要がある。

(7) 臨時議長も会議録に署名するのか。

法 121 条 2 項により、会議録に署名しなければならない議長とは、議長及びその会議において議長の職務を行使した者（議長のほか副議長、仮議長、臨時議長）を指すので、臨時議長も署名しなければならない。この場合、議長との相違を明確にするため「臨時議長○○○○」と署名することになる。

3 付帯決議・組み替え動議の取り扱い

- (1) 本会議に、「議案第○号に対する付帯決議案」が提出された場合、本案とは別に議決すべきか。又は、本案とともに議決すべきか。
- (2) 委員会における議案の採決に際し、付帯決議がつけられるか。その場合、委員会審査でつけられた付帯決議は、本会議で議決の対象となるか。
- (3) 予算の組み替え動議の意味とその運用はどうなるのか。

解 説

(1) 本会議に、「議案第〇号に対する付帯決議案」が提出された場合、本案とは別に議決すべきか。又は、本案とともに議決すべきか。

議員は表決に当たって、その表決に条件を付けることができない（規則 80）。

仮に、それが認められるならば、問題自体には賛成だが、条件には反対だという場合も起こり、採決が容易にできなくなる。また、条件付きで議決されても、条件の成否が判明するまでは議決そのものが確定しないことになる。

どうしても条件を付ける必要があれば、修正可能な議題については修正案を提出するか、あるいは、独立した付帯決議又は要望決議を議決し、議会の意思を表明する方法を採るべきである。しかし、法的根拠を持つものではなく、事実行為として行われるものであるから、法的効果は生じない。したがって、その議決は町村長を法的に拘束するものではなく、政治的、道義的に尊重されるべき議会意思の表明に過ぎない。（必携 p. 121）

以上のことから、付帯決議は本案の議決とは別に議決すべきである。

一般的に、予算執行に対する付帯決議の例が多く、当該予算の一部に反対だが、否決や減額修正を行うのが困難である場合に、原案を認める代わりに、長が当該予算の一部を執行するに当たって、「〇〇があるまで執行の凍結を求める。」あるいは「〇〇に対して十分配慮の上、執行するよう要望する。」など、長の予算執行に対し議会から要望を加えることがある。

その場合、予算の可決が前提となるので、可決された後、議員が付帯決議案を提出し、日程追加を諮り、追加が認められれば、付帯決議案の審議に入ることになる。

(2) 委員会における議案の採決に際し、付帯決議がつけられるか。その場合、委員会審査でつけられた付帯決議は、本会議で議決の対象となるか。

委員会において付帯決議をつけることは可能である。委員が付帯決議案を提出する場合は、会議規則14条の規定は適用されないので、1人で提出することができる。

委員会での付帯決議は可決されても委員会段階のものであるため、議会の意思にはならない。本会議には、その表決の参考のために提供されることになり、議決の対象にはならない。

議会の意思にするためには、本会議において、別途委員（議員）あるいは委員会が同趣旨の決議案を提案し、可決する必要がある。

(3) 予算の組み替え動議の意味とその運用はどうなるのか。

議案の撤回を求める動議は、不適法な動議とされている。議会は審議機関であるから、議案の内容に不備があれば審議した後、修正又は否決すれば良いのであって、それを議案の提出者に撤回を求めることは言論主義に反し、認められないとされている。

予算の組み替え動議は、予算案を一旦撤回し、再調整（組み替え）した上で、再度提出することを求めるものである。

これは、当初予算の内容に多くの修正事項があり、議員が修正動議を作成することが困難である場合に便法として用いられる。具体的には、修正して再提出を求める事項や金額を列挙し、長はこのように予算を組み替えて再提出されたいとの動議である。議会がこの動議を可決しても予算は修正されない。長に要望する動議であるから、長を法的には拘束しないが、これを無視すると予算は否決となる可能性があるため、長を政治的に拘束する。長と議会の話し合いで修正部分を特定し、長が予算を撤回し再提出することになる。

この組み替え動議は、議案の撤回を求める動議に一見類似するようであるが、議員が修正の動議を作成できないことによるものであるから異なるという意見（野村稔著『議会運営の実際』）もある一方で、単に撤回を求める動議とは異なり提出は可能であるが、議員自ら具体的な修正動議を提出することが望ましいとの意見（『地方議会運営の実務』p. 682）もある。

4 委員会で不採択となった請願の本会議における採決

委員会で審査していた請願が不採択となった。

委員会で不採択となった請願は、本会議で「委員長の報告のとおり決する」ことを諮ることは適当か。

解 説

委員会で審査していた請願が不採択となった。

委員会で不採択となった請願は、本会議で「委員長の報告のとおり決する」ことを諮ることは適当か。

表決の方法には、起立（会議規則 81）、投票（同 82）、簡易表決（同 87）があるが、起立による表決が原則である。起立表決は、賛成者を起立させ、議長が起立者の多少を認定して可否を宣告する。

起立表決の場合は、可とする者の起立を求めるのであって、否とする者の起立を求めることはできない。（可とすることを諮る原則、会議規則 81①）過半数議決の原則は、積極的に賛成する者が出席議員の過半数でなければならない（法 116）。仮に反対者の起立を求めた場合、議長が「起立者少数」と認定しても「可決」を宣告することができない。なぜならば、着席者には、賛成者のほかに態度保留者、棄権者も含まれている可能性があるからである。そのため、さらに賛成者の起立を求めて、その起立者が多数であることを議長が確認しなければ可決の宣告ができないことになるからである。このように不要の手数を避けるために、「可とすることを諮る」会議原則が生まれたものである（必携 p. 122）。

事件が委員会に付託したものであり、委員会の報告が可決であれば、「委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。」と宣告してよいが、委員長報告が否決の時にこの諮り方をすると、「可とすることを諮る原則」に反するので、「原案について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。」と諮るようにしなければならない。

請願（陳情）の場合は、委員長の報告が不採択であれば、『請願（陳情）第○号 ○○○○』を採択することに賛成の方は、起立願います。」と諮ることになる。

※ 請願（陳情）以外の場合（『議事次第書・書式例』p.154～155）

(2) 委員会付託の場合

ア 委員長報告可決の場合

○議長

本案
本件 に対する委員長の報告は、**可決**です。

議案第〇号 〇〇〇〇
〇〇〇〇の件 は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立
願います。

（賛成者起立）

○議長

起立 多数
少数 です。

（したがって） 議案第〇号 〇〇〇〇
〇〇〇〇の件 は、委員長の報告のとおり可決されました。
否決されました。

イ 委員長報告否決の場合

○議長

本案
本件 に対する委員長の報告は、**否決**です。

したがって、原案について採決します。

議案第〇号 〇〇〇〇
〇〇〇〇の件 は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立 多数
少数 です。

（したがって） 議案第〇号 〇〇〇〇
〇〇〇〇の件 は、原案のとおり可決されました。
否決されました。

（注） 特別多数議決の場合は、「61 長の不信任議決」（二八六頁）の例による。

(2) 委員長報告が採択の場合

○議長 これから「請願第〇号 〇〇〇〇」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、**採択**です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立 多数 / 少数 です。

（したがって）「請願第〇号 〇〇〇〇」は、委員長の報告のとおり採択することに決
定しました。
不採択とすることに

(3) 委員長報告が不採択の場合

○議長 これから「請願第〇号 〇〇〇〇」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、**不採択**です。

「請願第〇号 〇〇〇〇」を採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立 多数 / 少数 です。

（したがって）「請願第〇号 〇〇〇〇」は、採
不採択と 採 択 す る こ と に 決 定 し ま し た 。

『地方議会運営の実務』p. 518ノ11の「委員会で不採択となった請願の本会議における採決」によると、議員間の意見の相違がない場合、便宜的な方法として、「委員長の報告のとおり決定する」ことを諮ることも考えられるとしている。但し、賛否が伯仲している状況で「委員長の報告のとおり」可決されることが必ずしも確実ではない場合は、可を諮る原則に従い請願の採択を諮ることが適当であるとしている。

委員会の報告が否であった場合の本会議における採決方法については、採決の際に議員に混乱が起きないように、あらかじめ議会運営委員会等で確認し、各議員に周知を図っておく必要がある。

5 議案の撤回又は訂正

執行部から提案された議案の一部に誤りがあり、執行部が撤回又は訂正を求めた場合、議会はどのように対応すればよいか。

解 説

執行部から提案された議案の一部に誤りがあり、執行部が撤回又は訂正を求めた場合、議会はどのように対応すればよいか。

議会に一旦提案された議案を何らかの理由で取り下げる場合が「撤回」であり、手直しをする場合が「訂正」である。

会議規則 20 条において、「会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。」とされている。また、同条 2 項において、「前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、請求しなければならない。」とされている。(文書の様式は別紙のとおり)

撤回が許可されて撤回し、同一会期中に再提出されても、その事件についての可否を決定していない段階で撤回されたのであるから、「一事不再議の原則」(会議規則 15)には抵触しない。

また、会議の議題となる前に撤回の申出があり議長が撤回を許可した場合に、既に議事日程が配布された後であれば、その部分の日程番号を欠番とする旨、報告することで足りる。会議録に記載する議事日程には、該当日程の部分を「削除」という表示をすれば足りる。(『地方議会運営の実務』 p. 332)

なお、軽易な数字や字句の誤り、ミスプリントの類については、正誤表をもって処理してよい。

委員会付託後に請求があった場合は、次のように運用することが妥当とされている。

①会期中の委員会で審査中の事件に対し、撤回又は訂正の請求があったときは、審査を中断し、撤回が許可されたときは当然に審査の要が無く、訂正が許可されたときは、訂正後の案件で審査を再開する。

②閉会中の継続審査に付された事件については、次の議会でなければ許可を受けられない

が、撤回の請求があるものについて審査を継続することは無意味であるので、議長から撤回請求があった旨の通知により審査を中断し、次の議会で撤回が認められなかった場合は、その会期中に審査をして結論出すか、あるいはさらに閉会中の継続審査をする。

訂正の請求があった場合については、請求が認められた場合と、認められない場合の二様の審査をする方法もあるが、提出者の意思を尊重するという観点に立って、訂正が許可されたものとして審査をしておき、次の議会で、許可された後に休憩時間等を利用して委員会を開き、正式結論を出して本会議に報告する。訂正の請求が許可されなかった場合は、その会期中に審査をして結論を出すか、さらに閉会中の継続審査にする。

議会が開会する前に、事前に議会に届いた議案を撤回又は訂正する場合はどうか。会期が始まる前においては、議会は法的な活動能力を有していないので、招集日以降でなければ議案を提出することはできず、開会前に議会や議員の手許にあるのは、議案と同じ内容の印刷物と解されている。

したがって、議会開会前には正式な議案は存在しないことから、それを撤回又は訂正するに当たっては、そもそも会議規則は適用されず、議会や議長の許可は必要ないと解される。しかし、既に各議員に「議案」が配布されているような状況であれば、それを撤回又は訂正する場合は、開会後に混乱を招かないような配慮が必要であろう。

※ 事件の撤回（訂正）請求書（『議事次第書・書式例』p. 69～70）

様式 40. 事件の撤回請求（標規20）

年 月 日

〇〇町(村)議会議長 殿

〇〇町(村)議会議員 (提出者全員の氏名) ㊟

事件の撤回請求書

〇月〇日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記

件名 _____
動議 _____

理由 _____

(注) 1 動議の撤回の場合は、必ずしも文書によらなくてもよいが、後日のため文書によるのが適当である。
2 議案の撤回は、発議者全員の同意があれば足り、賛成者の同意は必要としない。
3 会議の議題となる前は、議長の許可で足りる。
4 委員会提出及び町(村)長提出による事件の撤回請求についても、この様式による。

— 69 —

様式 41. 事件の訂正請求（標規20）

年 月 日

〇〇町(村)議会議長 殿

〇〇町(村)議会議員 (提出者全員の氏名) ㊟

事件の訂正請求書

〇月〇日提出した事件は、次の理由により別紙のとおり訂正したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

記

件名 _____
理由 _____

別紙（訂正の内容）

(注) 1 事件の訂正は、会議の議題とした後は議会の、議題となる前は議長の許可を要する。
2 委員会提出及び町(村)長提出による事件の訂正についても、この様式による。

【参考文献】

- 議員必携（全国町村議会議長会編）
- 地方議会議事次第書・書式例（全国町村議会議長会編）
- 標準町村議会議規則・委員会条例詳解（若林俊夫、勢旗了三著）
- 議員・職員のための議会運営の実際（地方議会研究会編著）
- 逐条地方自治法（松本英昭著）
- 地方自治関係実例判例集（地方自治制度研究会編集）
- 地方議会運営の実務（全国町村議会議長会編集）